

高松市次期ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

高松市次期ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から慎重に審議を行った結果、次の事項について十分配慮する必要がある。

記

1 全体的事項

- (1) 新たなごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の具体的な処理方式や高低差のある計画地内における施設配置等が明確になっていない。環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成までに事業計画を可能な限り具体化するとともに、具体化できない諸元等については最も影響が大きくなる場合を想定し、環境影響の予測及び評価をすること。
- (2) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。また、その検討の経緯についても明らかにすること。
- (3) 焼却施設と併せて近傍に破碎施設が整備予定であることを踏まえ、複合的な影響を含めた調査、予測及び評価について検討すること。
- (4) 準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。
- (5) 事業の実施に当たっては、地域住民や関係機関等とコミュニケーションを図り、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

- (1) 大気環境について
 - ・ 大気質の予測に当たっては、対象事業実施区域周辺の気象状況を把握するため、地上及び上層気象調査を適切に実施し、可能な限り正確な予測及び評価に努めること。
 - ・ 関係車両に係る大気質、騒音及び振動の調査地点については、事業負荷が高い場所だけでなく、住居や学校等の周囲の環境にも配慮し、適切に設定すること。
- (2) 動物、植物及び生態系について

現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて、専門家等の指導及び助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。
- (3) 史跡及び文化財について

事業地周辺に埋蔵文化財包蔵地が存在しており、工事において新たに遺跡が発見され

ることがあるので、慎重に工事を進めること。また、発見した場合は市の埋蔵文化財担当に連絡し、その取扱いを協議すること。

(4) 廃棄物について

- ・ 処理に伴い発生する副生成物については、できる限り最終処分量を減らし、再資源化に努めること。
- ・ 工事に伴い発生する残土については、極力、対象事業実施区域内で有効利用すること。

(5) 温室効果ガスについて

計画施設から発生するエネルギーの有効利用を積極的に行い、温室効果ガスの低減に努め、適切に予測及び評価を行うこと。その際に、選定する処理方式によって温室効果ガスの排出量が変わることから、処理方式を考慮した予測及び評価とすること。

3 その他事項

準備書の作成に当たっては、文書や図の作成、用語の使用について工夫し、分かりやすい図書となるよう留意すること。